

囲み 1

クリーン開発メカニズム(CDM)への 政府開発援助の活用について

基本的な枠組みと意義について

1. CDMは、気候変動枠組条約(UNFCCC)の下で国際合意された「京都議定書」に基づく京都メカニズムの一つ^(注1)です。CDMは、先進国と開発途上国が共同で温室効果ガス排出量削減に資する事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)がクレジットの形で取得し、自国の目標達成に利用できる制度です。開発途上国における持続可能な開発の達成を支援しつつ、地球全体の温暖化防止を図る上で、有効な手段であると考えられています。
2. 日本のように、省エネルギーの技術が相当程度進んでいる国にとっては、自国内での省エネルギーの努力だけでは排出目標の達成が困難です。そのため、CDMを活用してクレジットを得ることは、京都議定書上の約束達成のためにも重要です。
3. 一方、開発途上国においては、資金面、技術面の制約から、自国だけで排出量削減に資する事業を優先的に推進することが困難です。そこで政府開発援助(ODA)を活用し、京都メカニズムを推進することが、開発途上国の温室効果ガス排出量の抑制に役立ちます。日本は、政府開発援助を活用したCDM事業を推進することにより、開発途上国における開発支援と温暖化防止の双方に貢献することが重要との考えです。そこで、気候変動に関する交渉の場において^(注2)、日本は京都メカニズムを活用する観点からも、政府開発援助のCDMへの活用を積極的に主張してきました。そして2001年、「CDM事業のための附属書I国(先進締約国)からの公的資金は、政府開発援助の流用を招かないこと」を条件に、政府開発援助によるCDM事業を認めることが合意(マラケシュ合意)されました。
4. 日本は、援助国と被援助国により、CDM事業が政府開発援助の流用に当たらないことが確認できれば、政府開発援助をCDM事業に活用できると考えています。この方針に基づいて、登録申請していたエジプトのザファラーナ風力発電事業は、2007年6月、日本の政府開発援助事業として初めてCDM事業として承認されました(後述)。日本は、今後とも政府開発援助を活用してCDM事業を推進していく方針です。
5. なお、CDMの具体的な流れは、以下のとおりです。
 - ① 先進国(投資国)が、資金や技術支援等を通じて、開発途上国において温室効果ガスの排出削減や吸収につながる事業を実施。
 - ② その事業がなかった場合と比較して、実施事業により排出量が削減。
 - ③ 先進国と開発途上国の間でCDM事業として相互に承認。
 - ④ 承認後、その事業を第三者機関(CDM理事会)に申請し、登録が認められると、事業により発生した排出削減量の全部、または一部を温室効果ガスクレジット(CER)として、先進国が自国の排出削減目標達成に使用。

ザファラーナ風力発電事業(エジプト)のCDM事業登録について

エジプトは、化石燃料への依存度を下げるために新・再生可能エネルギーの活用促進に取り組んでいます。これに対して日本は、首都カイロから南東220キロに位置する紅海沿岸のザファラーナ地区に、120MWの風力発電所の新設を支援しました。同事業は、再生可能エネルギーである風力発電によって温室効果ガスの排出削減に貢献します^(注3)(2003年度に、円借款により134.97億円を供与)。

さらに、2007年6月、ザファラーナ風力発電事業の登録申請が、国連のCDM理事会により承認され、日本の政府開発援助事業として初めてCDM事業として登録されました。これにより、日本カーボンファイナンス株式会社(JCF)が排出削減量の一部をクレジットとして取得することとなり、日本の京都議定書上の温室効果ガスの排出削減目標の達成にも貢献することが期待されます。



(写真提供:JBIC)

注1: 京都メカニズムは、海外における排出削減量等を、自国の排出削減約束の達成に利用することができる制度。「CDM」のほか、先進国同士が共同で事業を実施し、削減分を投資した国が自国の目標達成に利用できる「共同実施(JI)」と、各国の削減目標達成のため、先進国同士が排出量を売買する「排出権取引」の3つの制度からなる。

注2: ただし、これまでCDM理事会に登録されたCDM事業のうち、小規模なCDMを除くと、政府開発援助を利用したものは数件あるのみ(2007年10月24日現在、CDM理事会に登録済みのCDM事業は844件。日本が関係するCDM事業は245件)。

注3: この発電所の稼働によって、同規模の火力発電所を稼働させた場合に比べ、年間約25万トンのCO₂を排出削減することができると期待されている。

囲み 2

「援助効果向上に関するパリ宣言」と そのフォローアップ

1. 「援助効果向上に関するパリ宣言（通称、パリ宣言）」の位置付け

近年、ミレニアム開発目標（MDGs）等の国際的な開発目標が共有され、関係国の援助協調の下に様々な取組が進められていますが、これらの目標を達成するためには援助の額を増加するとともに、質の向上も不可欠となっています。その中で、援助の質の改善を目指し、援助が最大限に効果を上げるために必要な措置について、援助国と被援助国双方の取組事項をとりまとめたものがパリ宣

言です。パリ宣言は、2005年3月にパリで開催された第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムで採択されました。なお、同宣言には現在、111か国（援助国および被援助国を含む）、26国際機関、14民間団体が参加し、良い援助を実施するための規範として広く認知され、OECD-DAC（経済協力開発機構の開発援助委員会）を中心に実施が促進されています。

2. パリ宣言の内容

パリ宣言には、以下の項目が記載されています。

（1）援助効果向上の5原則

- ① 自助努力（Ownership）
被援助国は、開発戦略の策定と実施についてリーダーシップを発揮し、援助国・機関等はそれを支援する。
- ② 制度、政策への協調（Alignment）
援助国・機関等による支援は、被援助国の開発戦略に沿って、可能な限り被援助国の財政・調達等の制度と手続きを利用して行う。
- ③ 援助の調和化（Harmonization）
援助国・機関等は、可能な限り援助の計画、実施、評価、報告等に関する制度・手続きを共通化する。
- ④ 開発成果管理
被援助国の開発計画、予算措置、評価等の援助実施・管理に関連する制度を強化し、相互の連関性を強めることにより、開発の成果を高める。
- ⑤ 相互説明責任
援助国・機関等と被援助国は、援助資金や手続き、開発成果等に関して透明性を高め、相互に説明責任を果たす。

3. 日本の取組

- (1) パリ・ハイレベル・フォーラムでパリ宣言に参加するとともに、独自に「援助効果向上に関する我が国の行動計画」を発表しました。その後、毎年、同行動計画の進捗をOECD-DACに報告しています。
- (2) 援助国として、アジアを中心にパリ宣言の普及・実施促進に貢献しています。2006年10月には、英国国際開発省、アジア開発銀行、世界銀行と共催で援助効果向上に関するアジア地域フォーラムを開催しました。アジアにおける調和化や被援助国の制度政策への協調に関する取組の好事例に関して情報共有が行われるとともに、援助の効果を向上するため、自助努



（2）56の取組事項

5原則を具体的に実施し、援助の効果を向上するために援助国・機関等と被援助国のそれぞれが取り組むべき具体的な行動について、56の取組事項がとりまとめられています。

（3）12のモニタリング指標

被援助国の国家計画に沿ってプログラム化された援助の割合、被援助国の公共財政管理・調達システムを利用した援助の割合、アライド率、複数の援助国・機関等が共同実施する調査・分析作業の割合等、12の指標を設定し、モニタリングを行うこととされています。

力の重要性、被援助国の能力強化のための技術協力の質の向上等が話し合われました。

- (3) 2008年には、ガーナにおいて第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムが開催される予定です。日本は、主要援助国として同会合の運営委員会に入っており、これまでの日本の援助の経験、成功事例を援助効果向上の議論に反映するため、会合の実施準備において主導的な役割を果たしています。特に、新興援助国の援助効果向上、能力開発、社会・経済基盤（インフラ）整備分野における援助効果向上の3つの議題を重視しています。

4. 日本にとっての意義

- (1) パリ宣言では、1996年に日本の主導で提唱した、OECD-DACの新開発戦略からの流れをくむ自助努力の原則や成果重視の考え方が5原則に取り入れられるなど、基本的な考え方には日本の援助理念が反映されています。
- (2) 日本の限られた政府開発援助予算を有効活用し、援助の成果を向上していくためには、日本と被援助国が共同で援助効果向上のための努力を行う必要があり、そのためにはパリ宣言は有効な枠組みの一つです。

囲み 3

国際緊急援助隊20周年を迎えて

～数字で見る日本の国際緊急援助の20年～(2007年11月現在)

1 国際緊急援助隊の派遣実績

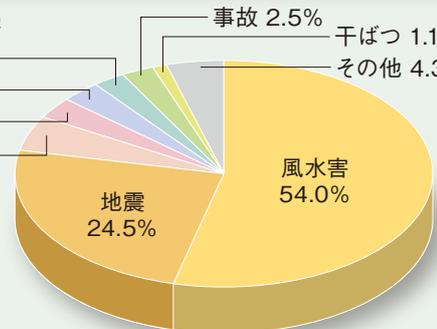
93チーム | 救助チーム12件
 医療チーム44件
 専門家チーム29件
 自衛隊部隊8件
 34か国・地域

2 緊急援助物資供与の実績

344件 | 総額約71億円相当の
 テント、発電機、浄水器等

3 緊急援助を実施した災害

疫病 2.5% | 事故 2.5% | 干ばつ 1.1%
 火災 3.0% | 火山噴火 3.0% | その他 4.3%
 津波 5.0%



*四捨五入の関係で合計が100%にならない。

国際緊急援助隊(JDR^(注))は、1987年9月に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(以下、派遣法)が施行されて以来、2007年で20周年を迎えます。国際緊急援助隊は被災地で救助活動、医療活動および災害応急対策や災害復旧のための活動を行っており、時には埃まみれになり、額に汗を流して日本独自のきめ細かな被災者支援を実施しています。同法の施行以来、日本は海外における大規模災害に対し、国際緊急援助隊93チーム(2007年11月現在)を派遣しました。

ひとたび大規模な災害が発生すれば、被災国では多くの住民が死傷し、水、食料、電気といったライフラインに大きな影響を与える等、独力ではどうにもならない状況に陥ることが多くあります。国際緊急援助隊には一人でも多くの被災者に迅速に救いの手を差し伸べることが求められています。発災後72時間を経過すると生存者救出の可能性が著しく低下するといわれているため、日本は被災国政府からの要請があれば、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に現地に向かえる体制を整えています。また、地震や台風などの自然災害の多い日本は、これまで災害救助に対する豊富な知識や技術を蓄積しています。

このような迅速性と知見を有する日本の国際緊急援助隊は、これまでも海外の多くの被災者の悲しみを和らげ、希望の光を与えてきました。例えば、2003年5月に発生したアルジェリア大地震に派遣された救助チームは、被災者がいれば、どんな形であれ救出するとの信念の下、疲労に襲われながらも不眠不休で活動を行いました。発災後50時間以上が経過し、活動を中止する海外チームもある中、ある隊員が倒壊したホテルの瓦礫の下からかすかな声が聞こえてくることに気付きました。ともすれば見逃してしまいそうなほどかすかな声でしたが、生存者の可能性を信じ念入りに付近を探索したところ、瓦礫に埋まっている男性を発見しました。現場近くで活動していたトルコチームと協力し、生存者

を励ましながら丁寧に作業を進めた結果、男性の救出に成功しました。その瞬間、両国の隊員のみならず、ホテル関係者や多くの住民から大きな歓声と拍手が沸き起こりました。一つ一つ丁寧に慎重に取り組む日本ならではの緻密な行動が功を奏し、生存者の救出につながりました。

また、2001年1月のエルサルバドル地震に派遣された医療チームでは、災害による外傷を手当てするだけでなく、訪れる患者の苦労話を真摯に聞いたり、限られた薬品や資機材の中でできる限り患者を助けようとするなど日本人ならではの丁寧な対応を行いました。患者の中には決して裕福な生活を送っているとは思えない子どもたちも大勢いましたが、ある日、一人の子どもが隊員に飴を差し出しました。彼らにとって飴は非常に貴重なものですが、それは子どもながらに日本の医療チームに感謝の気持ちを伝えようとしての行動でした。それから約1年後、追跡調査のため現地を訪れた調査員は、地元病院の院長から医療チームの懇切丁寧な診療が患者の信頼と好評を得たとして、撤回した後も患者から「日本のドクターはいないのか」と何度も聞かれたと話していました。

1995年1月、日本は阪神・淡路大震災を経験しました。その際、77の国・地域・国際機関から援助の申し出があり、中には経済的に必ずしも豊かとはいえない国が含まれていたことは意外と知られていません。「国」と「国」との関係も突き詰めれば「人」と「人」との関係と何ら変わるものではありません。大規模災害が発生し、被災国が本当に困っているときにこそ、国の規模や経済力などを超えた人道的見地から救いの手を差し伸べることに、これこそが真に求められています。派遣法施行から早20年。国際緊急援助隊は、これまでも、そしてこれからも初心を忘れず被災者救済のため世界各国で活動を続けていきます。

注：JDR：Japan Disaster Relief Team

国際緊急援助体制

日本の国際緊急援助は、海外における大規模な災害などに対し、人的援助、物的援助、資金援助の3つの形態を個別に、または組み合わせで実施しています。これらは、いずれも、災害に苦しむ被災者に素早く支援の手を差し伸べるものであり、国際協力の推進にも寄与しています。

人的援助（国際緊急援助隊の派遣）

下の4種類の国際緊急援助隊を個別に、または組み合わせて派遣する。

救助チーム

地震災害等による被災者の捜索・救助等を行う。

医療チーム

被災地において診療所を開設し、被災者に対する応急診療活動を行う。衛生・健康管理についての啓発活動等を行うこともある。

専門家チーム

災害応急対策および災害復旧について、専門的な助言・指導を行う。

自衛隊部隊

（特に必要があると認めるとき派遣）

医療（防疫を含む）、給水、輸送活動等を行う。

物的援助（緊急援助物資の供与）

被災者の当面の生活を支援するために必要な物資を供与する。被災地で特に必要とされる8品目（テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングマット、ポリタンク、浄水器、簡易水槽、発電機）を海外4か所（シンガポール、フランクフルト、マイアミ、ヨハネスブルグ）の倉庫に常時備蓄しており、被災国政府からの要請に応じて、最寄りの倉庫から迅速に輸送される体制となっている。

資金援助

緊急無償資金協力を活用し、海外における自然災害等の被災者を救済するために、被災国政府や被災地で緊急援助活動を行う国際機関等に対して資金供与を行う。（参考）防災・災害復興支援無償資金協力：自然災害にぜい弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援のために資金協力を行うもの。

これまで国際緊急援助活動に携わられた方々を紹介します

● **浅井康文先生** 札幌医科大学附属病院高度救命救急センター教授（スマトラ沖大地震・インド洋津波・2004年12月派遣）
私の国際緊急援助隊医療チームでの経験の中で、2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波の経験は衝撃的でした。医療チーム副団長としてインドネシアのバンダ・アチェに赴きましたが、歩道には多数の遺体袋に包まれた死体が置かれている等壊滅的な被災地の状況は目を覆うばかりであり、また、独立運動が盛んな地域で安全確保に神経を遣う活動でした。診療活動は、外傷等に対する診療だけではなく、被災者の心のケアや遠隔地への巡回診療にまで及び、極度の緊張が続き休む間もありませんでした。医療チームの中心は私も含め医療関係者のボランティアですが、こうした海外での緊急医療活動を行うことができるのも、職場や家族の理解を含む国内での強い支援の賜です。ひるがえって、医療チーム参加者は、日本では災害医療派遣チーム（DMAT^(注)）の中核としても活躍しており、海外で培った経験が国内での被災者支援にもいかされています。

● **佐藤邦彦さん** 警視庁警備部災害対策課機動救助係 警視庁警備部（パキスタン等大地震災害・2005年10月派遣）
「娘が埋もれているんだ。助けてほしい」原形をとどめないほど崩壊したパキスタン北部の村落で、スコップを手にした父親から悲痛な訴えを受けました。その土砂の下に間違いないという父親の言葉を頼りに、私は小隊員を指揮して捜索活動を実施しましたが、残念ながら冷たくなった体での収容となってしまいました。しかし、父親から「日本の援助隊に心から感謝する」との涙ながらの謝辞をいただいたことは生涯忘れることはないでしょう。緊急援助隊員という形で国際貢献に従事させていただき、警察官としても世のため人のために奉仕するという精神は国の内外を問わないものであると実感しました。今、私は首都東京の災害対策を担当する部署にいますが、これらのパキスタン派遣で得た経験を語り継ぎながら、若い救助隊員の育成に当たっています。

● **阿部聡さん** 東京消防庁 牛込消防署 消防司令補（派遣当時は、第八消防方面本部消防救助機動部隊 隊長）（スマトラ沖大地震・インド洋津波・2004年12月派遣、パキスタン等大地震災害・2005年10月派遣）
スマトラ沖大地震およびパキスタン等大地震の災害に、当時、消防救助機動部隊の救急救命士として国際緊急援助活動を行いました。派遣されたタイ国では、日本人で亡くなった方が多く、同じ飛行機に遺族の方も搭乗し、重い空気の中、成田空港を飛び立ったのを思い出します。現地の活動は、高温多湿の中、過酷な活動を強いられました。皆が一丸となって救助活動に取り組みました。津波の恐ろしさをまざまざと実感しました。また、パキスタン等大地震では、現地の山奥で野営しながら、情報収集や探索活動を行いました。機動部隊での訓練は、座屈したビルを想定し、倒壊した建物の狭い入口からの救助活動を行っていますが、それが今回の活動に大いに役立ちました。また、医師と消防隊の連携訓練も、救助活動と並行しての救急活動等にいかされました。派遣によって現地の人々の力になれたことは、私の励みになっています。

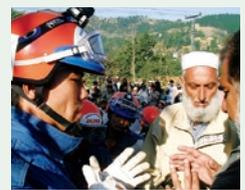
● **一宮剛さん** 海上保安庁 羽田特殊救難基地 第五特殊救難隊 隊長（パキスタン等大地震災害・2005年10月派遣）
派遣中、私は隊員兼通訳として住民からの生存者情報の収集に当たりました。その中で、ある若者から「家族が埋まっている。そこから臭いがしている。助けてほしい」と言われました。しかし「我々は一刻も早く多くの生存者を助けたい。本当に申し訳ないが、生存者を優先させてくれ」と必死に伝えました。若者が必死の形相でしたので、探してあげたかったのですが、そういう申し出が多数あったので、何とか説得して分かってもらいました。若者は、「頑張ってくれ!」と声をかけてくれましたが、その涙をこらえた表情は、今も忘れることができません。その後、日本チームは瓦礫の中から3名を救出しましたが、残念ながら既に亡くされていました。この悔しさを心に持ち、今後大災害が起きた際には、一刻も早く現地に駆けつけ、一人でも多くの生存者を助けたいと思います。



（写真提供：JICA）



（写真提供：東京消防庁）



注：DMAT：Disaster Medical Assistance Team

図み 4

草の根・人間の安全保障無償資金協力

概要

- 1989年から、開発途上国の多様な援助ニーズにこたえるため、導入された制度
- 主な援助先は、NGO(国際・ローカル)、開発途上国の地方政府、教育・医療機関等
- 供与限度額は1件当たり1,000万円まで(ただし、案件に応じて、最大1億円まで)

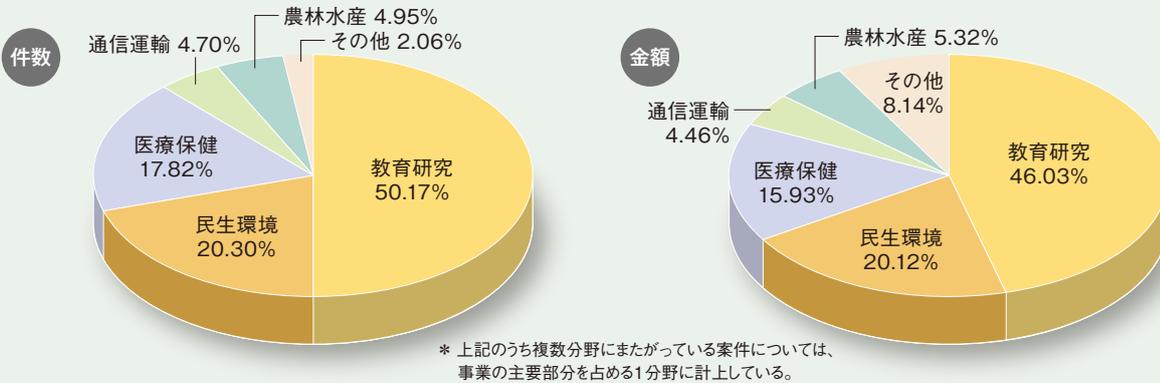
地域別実績(2006年度)



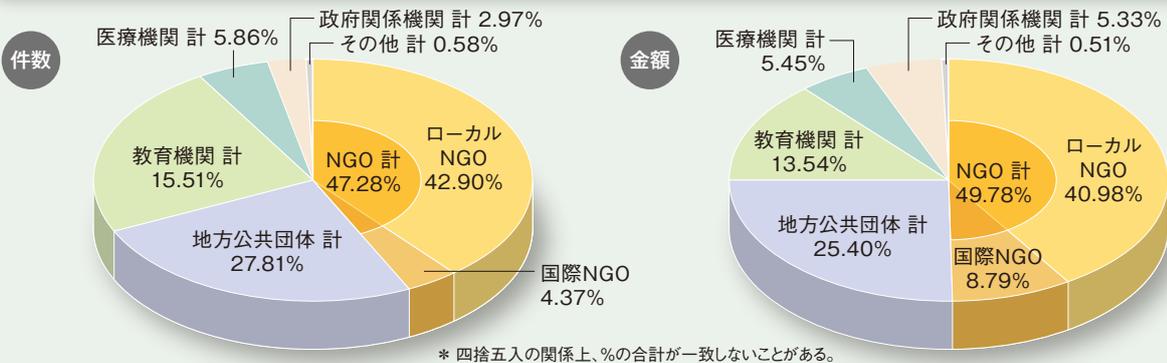
分野別実績(2006年度)

主な分野

- ① 基礎生活分野(BHN:Basic Human Needs):保健・医療分野(病院の病棟建設、医療機材整備)、基礎教育分野(小中学校の教室建設、机や椅子の整備)、民生・環境分野(井戸掘削、貯水タンクの整備)等
- ② 輸送費支援(中古の消防車・救急車、小中学校の机・椅子等の開発途上国への輸送)や、対人地雷関連活動支援(地雷除去、被災者への支援)等



被供与団体別実績(2006年度)



草の根・人間の安全保障無償資金協力の実績の推移



パレスチナ、 Beit-Duqqo村に対する貯水槽設置計画

パレスチナのBeit-Duqqo村は、乾燥地域に位置するため毎年4月から10月までの間、深刻な水不足に悩まされています。村に供給されるはずの水量が少なくなるために、生活に必要な水を購入せざるを得ず、地域の貧困住民の厳しい家計を更に圧迫するなど、この村にとって夏の間の水の確保はとても重要な問題です。

そこで、日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ、現地で活動している地域のNGO、Beit-Duqqo開発協会が主に貧困層の家庭を対象として実施する、20個の雨水貯水槽の設置プロジェクトに対し、約970万円の資金を供与しました。このプロジェクトを通じて、約100世帯(約800人)に水を供給することが可能になり、また、設置工事により延べ1,500人が収入を得る機会を得ることができます。さらに将来的には、このプロジェクトによって得られるようになった水を、農業に活用することによる農業生産の向上、および農業従事者の数の増加も期待されます。

2007年4月に行われた貯水槽の完成式では、Beit-Duqqo村長のラヤン氏から、日本に対する感謝の辞が述べられました。また、住民の間からは、「水をくみにいく間に交通事故に遭ったり、水の奪い合いが起こり住民同士で衝突が起きるなど、水不足の問題は村に大きな影を落としていた。今回の支援は、こうした問題を解決するもので、心から感謝している」といった声や、「既存の水道は、例年は4月から水が使えなくなるが、今年は既に1月から水が出ている。この貯水槽があったおかげで、多くの住民の生活が支えられている」といった声が聞かれました。



貯水槽設置のための掘削作業



完成した貯水槽の前で

囲み 5

二国間援助(バイ)と国際機関(マルチ)を通じた援助の連携事例

	具体的な事例	実施国	実施期間	案件の内容
1	アジアの持続的成長のための日本の貢献策(ESDA)	アジア	2007年～	1.アジアの持続的成長のために必要な、投資の促進、省エネルギー等の促進のため、日本とADBの連携を強化するもの。日本からの支援実績が少ない国の案件分などを中心に、ADBとの連携を深め、その知見を活用し、両機関の手続きの重複を廃することにより、より迅速、かつ広範な円借款支援を可能とする援助形態。 2.投資の促進および省エネルギー等の促進のための制度構築、技術協力、パイロット事業実施のため、ADBに5年で最大1億ドルを目標とした「投資環境整備基金」と「アジアクリーンエネルギー基金」を設置している。
2	ジャパン・プラットフォーム(JPF) スーダン南部人道支援	スーダン	2006年5月～	ジャパン・プラットフォームの資金を受け、活動する日本のNGOがUNHCR、WFP、UNICEF等の国連機関、国際NGO等と連携し、水・衛生施設の建設や教育、保健、給水、帰還民の帰還支援・シェルター建設等、様々な事業を展開している(詳しくはコラム16、144ページを参照)。
3	「北部ガーナにおけるシアバター産業支援を通じた現地女性のエンパワーメントと貧困削減」プロジェクト	ガーナ	2006年2月～	JICA開発調査「地場産業活性化計画」の一環として、現金収入の少ない北部地域で、女性の収入向上を目指し、現地で製造されているシアバターのマニュアルを作成している。今後は、日本のWID基金(24万5,927ドル)を活用したUNDPとJICAが共同で、完成したJICAのマニュアルを現地語訳し、更に多くの製造者に使用してもらうことを目指している。このマニュアルはガーナ政府により公認される予定。
4	貧困農民支援によるウガンダのネリカ米普及・生産促進事業について	ウガンダ	2006年2月(交換公文(E/N)締結)	FAO経由で、ウガンダのネリカ米普及・生産促進事業に対し、1億4,700万円の貧困農民支援を行うもの。FAOの農民動員による指導手法を活用しつつ、JICA専門家とFAOが連携し、地元農民に対し幅広くネリカ米の普及と指導を実施。
5	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(Epsa for Africa)	サブ・サハラ・アフリカ諸国	2006年～	2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて立ち上げた、アフリカ開発銀行(AfDB)の知見をいかして資金供給の迅速化・効率化を図り、民間セクターを支援するための援助形態。 ①政府および政府機関等に対するAfDB等との協調融資(ソブリン向け融資)、 ②AfDBの民間セクター向けノンソブリン業務に対する融資(ノンソブリン向け融資、ツー・ステップ・ローン)の2つがある。 これまでにソブリン向け融資には、4か国合計146億円の供与を決定している。具体的にはセネガル(首都ダカールとマリ首都バマコを結ぶ国際幹線道路の建設)、タンザニア(ドマからケニア首都ナイロビへ続く唯一の国際幹線道路の整備)、モザンビーク(北部にあるタンザニア国境沿いのカーボ・デルガド州とニアッサ州を横断する国道の改良)、ウガンダ(送電網の整備)を決定している。 ノンソブリン向け融資には、115億円の供与を決定しており、具体的には地場銀行を通じた中小企業向け融資、マイクロクレジット、民活インフラ事業等への支援を実施している。 また、中小零細企業育成、金融機関の能力向上、公共部門のガバナンス強化のための技術支援等を実施するために、2億ドルを目標とした信託基金を設置している。



3. シアの実を加工している女性たち(ガーナ)
(写真提供: UNDP/Africa 2000 Network Ghana)



4. ネリカ米の試験栽培の様子
(写真提供: 船尾修/JICA)



7. インドネシアで日本からの支援物資を被災者に配布している様子
(写真提供: IOM / Jonathan Perugia / OnAsia 2005)

6	パレスチナにおける 母子健康手帳	パレスチナ	2005年 8月～	インドネシアを含めアジア各国で広まっている日本の母子手帳を、中東地域では初めてパレスチナで普及を目指すもの。現地NGO、パレスチナ自治政府保健庁、UNICEF、UNRWA、UNFPAがJICAと連携し、母子健康手帳の普及活動を実施。技術協力の一環として、専門家の派遣と研修員の受入、分離壁や検問により移動制限をされている状況で母子手帳を配布するなど、手帳作成から配布に至るまでの細かい援助が行われている。
7	スマトラ沖大地震・インド 洋津波被災者支援および パキスタン等大地震被災者 支援	インドネシア、 スリランカ、 パキスタン	2005～ 2006年	スマトラ沖大地震・インド洋津波被災者支援に際し、ジャパン・プラットフォームの資金を受けた(特活)ピースウィンズ・ジャパンは、スマトラ島の村落で、UNICEFと協働で水浄化システムの設置やFAOと協力して農業資機材の配給支援を実施した(インドネシア)。また、(特活)難民を助ける会とIOMが協働で、心のケアや生活再建を通じた地域活性化のための活動を実施し、また、円借款によりインフラ復興や中小企業活動を支援した(スリランカ)。その他にも、パキスタン等大地震の際、IOMは日本政府がパキスタン政府に供与した緊急援助物資を被災地に配布したり、物資輸送を通じて日本のNGOへの協力などを行った。
8	教育の質の改善 プログラム (3分間算数テスト)	バングラデシュ	2004年～	技術協力である理数科プロジェクトの一環として、JOCV隊員により教材開発された算数ドリルを、UNICEFとの協力で全国展開するもの。日本が持つ理数科教育の知見と、UNICEFが持つ草の根レベルでの活動を通じたネットワークを活用することで、より効果的な支援が可能となっている。
9	子どもにやさしい 学校事業	ネパール	2003年～	UNICEFネパール事務所とJICAの連携により、子どもにやさしい学校事業の草の根レベルでの展開が可能となった例。UNICEFが実施している教育プロジェクトに、JOCV隊員が参加し、教員の指導力向上を目指している。JOCV隊員から、プロジェクトに対する提言も行われている。現地の受入態勢が整っているUNICEFと連携することで、効率よく技術や知識の移転が可能となっている。
10	バック・トゥ・スクール (学校へ戻ろう)	アフガニ スタン	2002年	学校教育再開において、日本政府はUNICEFに対し緊急支援(500万ドル)を通じて、本キャンペーンを実施。日本のNGO6団体から11人のスタッフが派遣され、このキャンペーンのモニタリングをした。推定300万人の子どもたちが学校に戻ることができた。
11	血液供給システム 改善事業	スリランカ	2001年 1月～	WHOとJBICの初の連携案件。本事業の実施機関であるJBICが、WHOから助言を得ながら、円借款事業(15億800万円を限度額)として中央輸血センターの整備および地域血液銀行への機材提供を行い、安全かつ効率的な輸血供給システムを確立し、保健医療水準の向上に寄与するもの。また、JICAを通じて研修員の受入を行うなど、JBICとJICAの連携も見られる事例(詳しくはコラム4、55ページを参照)。
12	予防接種拡大計画 (ポリオ根絶への支援)	セネガル、 ケニア、 ザンビアなど	1989年～	JICAの技術協力(専門家派遣、研修員受入等)とUNICEF(調達部を通じた資機材(ワクチンを含む)支援)との連携により、ポリオ撲滅を目指すもの。1989年から開始され、1998年以降は、母子保健分野まで連携が拡大されている。アジア・アフリカの国々を中心にポリオ根絶に成功しており、大きな成果を残している。
13	スクールマッピング・ マイクロプランニング (SMMP)	タンザニア	1999～ 2002年	地域教育の改善、地域格差の是正を目的として、UNICEFがタンザニアの42県を対象に、地域教育情報の収集を目的としたスクールマッピングを作成。JICAがこの結果をもとに、県、区、学校の関係者とも協力し、教育アクセス向上を目指した地域ごとの教育計画を作成した。これまでに33県に対し実施している。



8. 3分間ドリルに取り組む子どもたち
(バングラデシュ)
(写真提供: JICA)



10. アフガニスタンの小学校で学ぶ女児たち
(写真提供: UNICEF / Shehzad Noorani / HQ03-0104)



12. セネガルでのポリオワクチン接種の様子
(写真提供: 今村健志朗/JICA)

囲み 6

水と衛生分野に対する日本の取組 ～2008年国際衛生年に向けて～

2008年は、国連で定められた「国際衛生年」です。2006年12月に、日本が中心となって、「2008年を国際衛生年にしよう」とする決議案を国連総会に提出し、全会一致で採択されました。「国際衛生年」は、衛生分野への取組をより一層強化するために、①世界中のすべての人々が衛生の重要性を認識し、様々な形での支援を行うこと、②2008年以降、すべての援助に携わる関係者がとるべき行動を示した「ロードマップ」を示すこと一を目的としています。

私たちが普段の生活をする上で、水を手に入れるために何キロも先にある水くみ場に行ったり、清潔なトイレやお風呂が使えないということが想像できるでしょうか。開発途上国では、この当たり前だと思われがちな水や衛生施設へのアクセスが、決して容易なことではありません。最低限清潔に体を保ち、健康と人間らしさを保つためには、家から1キロ以内にある水源から、1日当たり約20リットルの水を得ることが必要であるとされています。実際には、約11億人の人々が水源から1キロ以上離れたところで生活しており、一日に使用できる水の量は5リットルで、しかも必ずしも安全な水ではない場合が多いのです^(注1)。

また、安全な飲み水の確保の問題と、下水・トイレといった汚水処理に関する衛生(Sanitation)の問題は表裏一体の関係にあります。安全な飲み水を確保するためには、汚い水が入らないようにするための排水や排せつ物の管理が重要になるからです。2006年の「人間開発報告書」は、毎年約180万人の子どもたちが非衛生的な水と粗悪な衛生設備に関連した病気で亡くなっていると報告しています。非衛生的な水は世界で2番目に多い子どもの死因となっているのです^(注2)。

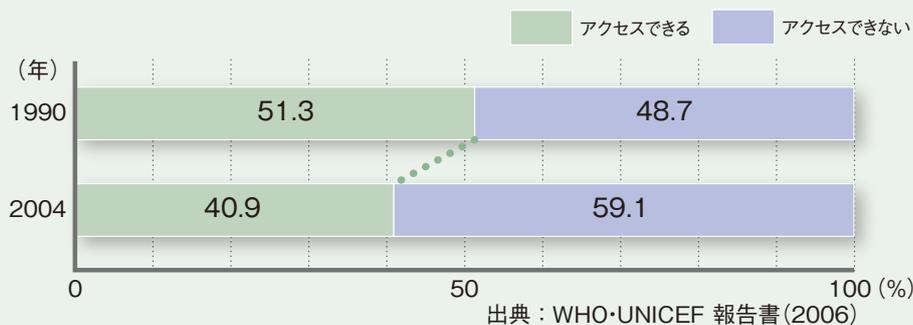
安全な飲み水や衛生設備の欠如が引き起こしているのは、人々の健康に直結する問題だけではありません。2003年3月に滋賀県で開催された「世界子ども水フォーラム」の席上で、バングラデシュの生徒が、「自分の国ではおよそ半数の学校にトイレや手洗い場などの衛生施設がなく、例えば総生徒数1,200人に対してたった1つのトイレしかない学校もある。不衛生な状況が我慢できずに学校を休む生徒がたくさんいる」という報告を行いました。国の未来を担う子どもたちが、トイレがないから学校に行けない、教育を受ける機会を失うというのは深刻な話です。

こうした水や衛生分野の問題に対し、ミレニアム開発目標(MDGs)では、「2015年までに安全な飲料水および衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する」という目標を掲げています。衛生施設に関しては、1990年時点でその割合は世界の人口の52%でしたが、2004年においては、41%と改善が見られるものの、それでも全世界で安全な水にアクセスできない人が約11億人、衛生設備を利用できない人が約26億人おり、引き続きより一層の取組が求められています。

これに対し、早くから日本は水と衛生分野を重要な分野と位置付けており、様々な知見や技術をいかした支援を行ってきました。1990年以降、主要援助国の中でも一番の支援を行っており、2001年から2005年の間には、二国間援助の32%に当たる48.8億ドルを拠出しています。こうした背景には、日本自身も歴史的に台風、集中豪雨など水に関する自然災害や水質汚濁等の公害を経験し、長い時間をかけて治水や水質管理等の対策に取り組んできた経験を持っているからです。例えば、日本はペルーで長く社会インフラの整備が遅れていた北部のピウラ州とトゥンベス州に対し、2000年から給水環境を改善し、衛生的な飲料水の供給を行うことを目的とした無償資金協力を実施しました。新しい井戸の掘削や、既存の井戸の修復、給水車の提供等を行った結果、ピウラ

衛生分野の進展状況(1990～2004年)

～いまだに世界では、26億人もの人々が基本的な衛生施設にアクセスできない～



注1：WHO・UNICEF報告書(2006)

注2：国連開発計画(UNDP)(2006)、「人間開発報告書2006～水危機神話を超えて：水資源をめぐる権力闘争と貧困、グローバルな課題～」

州では、プロジェクト実施前の給水率が40%だったのに対し、プロジェクト後は都市部で83%、地方部で60%と、それぞれ全国平均の76%と57%を上回っています。また、当初3万5,000人の地域住民に対して、給水車による給水サービスを目指していましたが、2006年7月現在で、サービス提供者は10万人を超え、大きな成果が見られています。

こうした成果にとどまらず、日本はこれまでに支援を行った経験から、施設整備というハード面に加え、衛生啓発というソフト面の支援にも力を入れています。過去に公衆トイレ等

の衛生施設を供与したものの、必ずしも正しく使えない人もいたからです。そこで、現在JICAでは衛生教育に関するマニュアルづくりを進めており、現地の社会事情や、文化的背景を踏まえた衛生啓発を重視し、住民の日常の行動の見直しを通じて衛生状況の改善を促す協力の在り方を検討しています。日本は今後も「国際衛生年」を一つの通過点として、引き続き国際社会と協力しながら、この分野で世界一の援助国として水と衛生分野への支援に積極的に取り組んでいきます。

水と衛生に関する日本の取組：ザンビアの「KOSHU」トイレ

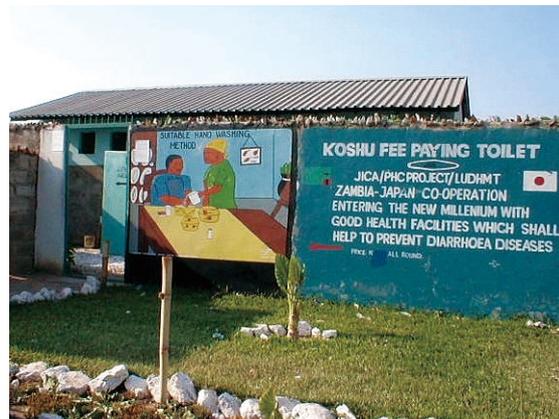
日本では当たり前利用できる公衆トイレですが、ザンビアにはほとんどありません。アフリカでも最も貧しい国の一つであるザンビアでは、社会インフラの整備が進んでおらず、ゴミが放置されたままだったり、穴を掘っただけのトイレを使っている結果、健康状態が思わしくない住民が多くいます。

そこで日本は、1997年から首都ルサカ市の貧困層が居住する地区を対象に、JICAの技術協力プロジェクトを開始しました。このプロジェクトの目標は、住民自身が自らの健康を守るようになることでした。そこで衛生問題に関する教育を行い、家庭へのトイレの普及、排水溝の整備、ゴミ清掃を住民参加で進めました。また、水洗の公衆トイレやシャワー等の設置も支援しました。公衆トイレを有料化することにより、持続的な運用に必要な経費をねん出するとともに、健康・衛生教育を行う住民ボランティアの活動経費にも充てました。日本からの専門家からの熱心な指導もあり、住民の意識は向上し、公衆トイレの利用のみならず、家庭での衛生行動も改善されました。

こうした支援の結果、栄養不良の子どもや下痢症の子どもが発生率が2004年から2005年にかけて、4割以下に低下するなど、目に見える効果が現れています。現在もこの公衆トイレは「KOSHU」という名前で地域住民に親しまれています。



住民の中から育成されたボランティアが、他の住民に対して衛生に関する話をする様子
(写真提供：JICA)



水洗トイレ「KOSHU」。地元の小学生による壁画が描かれている

囲み 7

文化無償資金協力

開発途上国では、その国の文化の振興に対する関心が高まっており、多くの国では、文化の側面を含めた国づくりの努力がなされています。しかし、多くの開発途上国においては、既存の文化遺産の保全・修理や、文化振興になかなか予算を割くことができないのが現状です。

文化無償は、こうした各国に対する文化面での支援を通じて、日本とこれら諸国の相互理解を深める、またこれら諸国の文化および高等教育の振興を目的として創設された無償資金協力です。2006年度には、一般文化無償では21件、17.36億円、草の根文化無償では47件、約3.03億円を実施しました^(注1)。これまでに130か国・地域に対して、合計1,520件、総額582億4,000万円^(注2)の文化無償資金協力を実施しています。「文化」を対象とした協力は、世界でもあまり例がなく、日本の文化無償資金協力は世界各国で高い評価を得ています。

具体的には、日本語を学んでいる大学に語学研修用機材購入のための資金供与をしたり、空手や柔道等を振興している団

体に武道関連の機材購入のための資金供与をしたりしています。また、開発途上国にある文化遺産を保護する活動を支援するための資金供与を実施しています。



2002年度に、草の根文化無償により供与された空手マットで練習に励む子どもたち(ラオス)。2007年8月には、一般文化無償により、日本・ラオス武道館を建設する計画が、交換公文により締結された

(写真提供：株式会社 梓設計)

世界遺産・プランバナン遺跡の修復に対する支援(インドネシア)

2006年5月27日に発生したインドネシアのジャワ島中部地震では、約6,000人の犠牲者が出ました。日本の阪神・淡路大震災とほぼ同様の犠牲者数です。この地震でユネスコの世界遺産に登録されているプランバナン遺跡群も被害を受けました。今にも崩壊しそうなプランバナン遺跡のガルーダの塔は地震の激しさをうかがわせます。

地震発生約2か月後、インドネシア政府からの要請を受けて日本から文化遺産の被害状況についての調査団が、プランバナン遺跡に派遣されました。地震国である日本には、地震被害を受けた建造物を修復するための様々なノウハウがあります。赤道直下のインドネシアの「暑い」というよりは「痛い」日差しの下、日本の建築や耐震構造の専門家が、最新機器を用いて被害状況を調査しました。インドネシア側もプランバナン遺跡のこれまでの修理状況についての歴史的資料を積極的に調査団に提供し、建造物の構造等について専門的な議論がなされました。その後も第二次調査団が2007年2月に派遣されるなど、世界遺産・プランバナン遺跡の地震被害対策への日本の協力は、他国と比しても突出しています。

2007年3月、日本は草の根文化無償資金協力にてプランバナン遺跡修復専門機関のジョグジャカルタ特別州考古学局に対して、文化財修復機材を購入するための資金約1,000万円を供与しました。日本は地震国としての経験をいかし、インドネシア

人の誇りである世界遺産の復旧に積極的に関与していることから、遺跡関係者のみならずインドネシア国内で非常に高い評価を受けています。



日本が文化財修復機材を供与し、現在修復が進むプランバナン遺跡

注1：執行承認ベース

注2：執行承認ベース

一般文化無償資金協力 2006年度：地域・国名別

(交換公文ベース)

国名	プロジェクト名	交換公文締結日(現地時間)	限度額(百万円)
(東アジア地域)			
中国	中国教育テレビ局番組ソフト整備計画	2006年 11月 7日	35.4
モンゴル	カラコルム博物館建設計画	2006年 7月 18日	297.0
(南西アジア地域)			
ネパール	ネパール国営テレビ番組ソフト整備計画	2007年 3月 16日	26.6
(中央アジアおよびコーカサス地域)			
タジキスタン	タジキスタン国営テレビ・ラジオ委員会移動中継車用機材整備計画	2006年 6月 13日	45.9
(中東地域)			
エジプト	カイロ大学日本語学習機材整備計画	2006年 12月 25日	46.3
(アフリカ地域)			
アルジェリア	アルジェリア国立図書館移動図書館車整備計画	2006年 7月 3日	77.0
カメルーン	国立アマドゥ・アヒジョー総合スタジアム改修計画	2006年 6月 20日	299.0
ギニア	ギニア・ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画	2006年 7月 7日	36.3
ケニア	ケニヤッタ大学日本語学習機材整備計画	2006年 7月 4日	38.5
(中南米地域)			
ウルグアイ	ソリス劇場音響及び視聴覚機材整備計画	2007年 1月 30日	35.6
エクアドル	国際ラテンアメリカ情報高等研究センター映像及び音響機材整備計画	2006年 6月 21日	52.6
エルサルバドル	サンミゲル市フランシスコ・ガビディア国立劇場音響及び照明機材整備計画	2006年 10月 23日	38.7
キューバ	ハバナ市歴史事務所プラネタリウム機材整備計画	2006年 8月 14日	50.0
コスタリカ	コスタリカ・スポーツ・レクリエーション庁柔道器材整備計画	2006年 11月 15日	25.9
	国立音楽センター楽器整備計画	2006年 6月 2日	55.9
コロンビア	トリマ県音楽院楽器整備計画	2007年 2月 9日	70.0
ベネズエラ	科学博物館文化財保護分析及び視聴覚機材計画	2007年 3月 22日	46.8
ペルー	チャビン国立博物館建設計画	2006年 11月 9日	298.0
(ヨーロッパ地域)			
ウクライナ	ソロヴァネコ記念ドネツク・オペラ・バレエ劇場照明機材整備計画	2006年 7月 1日	73.9
ブルガリア	ブルガリア国営ラジオ交響楽団楽器整備計画	2006年 10月 5日	50.7



プランバナン遺跡全景



2006年度の草の根文化無償による日本語学習機材の贈呈式に出席した中山泰秀外務大臣政務官(写真右、中国・南京大学)